

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本 題】	確定拠出年金の拠出限度額の引上げについて	P1
【コ ラ ム】	改正法施行後の中途脱退者の移換事務について	P5

確定拠出年金の拠出限度額の引上げについて

1. はじめに

2014（平成 26）年 4 月 30 日、確定拠出年金法施行令（平成 13 年 7 月 23 日政令第 248 号）の改正案の概要がパブリックコメント手続きにより公開されました。これは、昨年 12 月公表の平成 26 年度税制改正大綱（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げが提言されたことを受けたものです。そこで今回は、確定拠出年金における拠出限度額の概要およびその変遷について解説いたします。

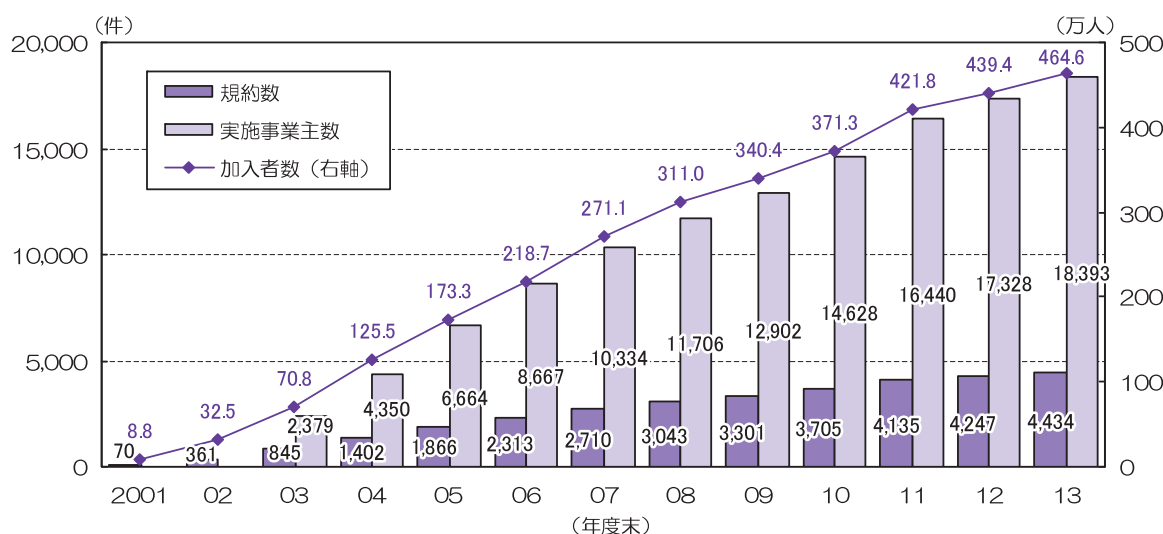
なお、上記パブコメの詳細につきましては、本年 5 月 2 日付「りそな年金トピックス」をご参照ください。
<https://resona-nenkin.secure.force.com/servlet/servlet.FileDownload?retURL=%2Fapex%2FInformationPensionView&file=00P1000000G71VZEAZ>

2. 確定拠出年金制度の概況

(1) 企業型年金の概況（2014 年 3 月末現在）

2001（平成 13）年 10 月の制度施行後の企業型年金（企業型 DC）の推移は、図表 1 の通りです。2013 年度末（2014 年 3 月末）時点では、規約数 4,434 件（前年度比＋187 件）、実施事業主数 18,393 件（前年度比＋1,065 件）となっています。また、加入者数は、2014 年 2 月末時点で 464.6 万人（前年度比＋25.2 万人）となっています。

＜図表 1＞確定拠出年金（企業型）の実施状況の推移



（注 1）2013 年度末の加入者数のみ、2014 年 2 月末時点の速報値を用いている。

（注 2）実施事業主数は、2003 年度から集計を開始している。

（出所）厚生労働省ホームページより。

確定拠出年金の拠出限度額の引上げについて

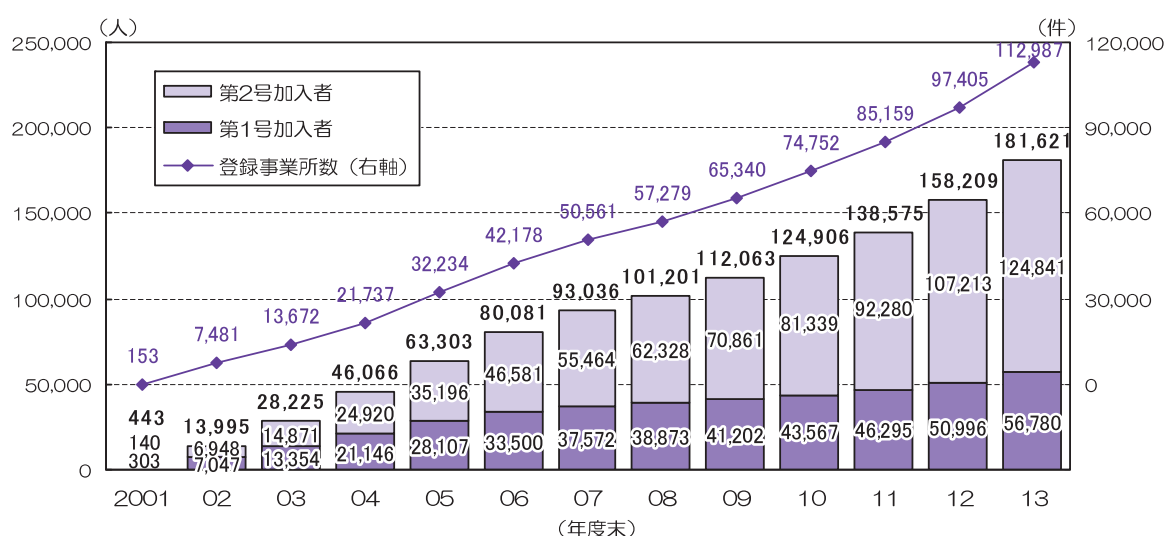
企業型 DC は、制度創設以降一貫して普及・拡大しているものの、適格退職年金の移行措置が 2011（平成 23）年度末を以て終了して以降、規約数・実施事業主数ともに増加基調がやや鈍化しています。

（2）個人型年金の概況（2014 年 2 月末現在）

2002（平成 14）年 1 月の制度施行後の個人型年金（個人型 DC）の推移は、図表 2 の通りです。2014 年 2 月末時点では、第 1 号加入者（自営業者等）が 56,780 人（前年度比＋ 5,784 人）、第 2 号加入者（企業年金のないサラリーマン等）が 124,841 人（前年度比＋ 17,628 人）となっています。また、第 2 号加入者に係る登録事業所数は 112,987 件（前年度比＋ 15,582 件）となっています。

個人型 DC は、企業型 DC とは対照的に、2013 年度は加入者数・登録事業所数ともに過去最高の増加幅となる見込みです。要因としては、NISA（小額投資非課税制度）の実施が正式決定して以降、NISA に比類する金融商品として個人型 DC が大きくクローズアップされたことが考えられます。

＜図表 2＞確定拠出年金（個人型）の実施概況の推移



（注）2013 年度末のみ、2014 年 2 月末時点の数値を用いている。

（出所）厚生労働省ホームページより。

3. 拠出限度額の考え方および変遷

確定拠出年金の掛金の拠出に当たっては、「既存の企業年金制度等とのバランス」「他の個人向け貯蓄税制とのバランス」および「高所得者優遇防止」等の観点から、一定の限度額が設けられています。制度創設以降の拠出限度額の変遷は、図表 3 の通りです。

＜図表 3＞確定拠出年金の拠出限度額の推移

	企業型 DC		個人型 DC	
	他の企業年金等 ^(注) を実施していない場合	他の企業年金等 ^(注) を実施している場合	第 1 号加入者	第 2 号加入者
制度創設時	月額 36,000 円	月額 18,000 円	月額 68,000 円 から国民年金 基金等の掛金 額を控除した額	月額 15,000 円
2004 年 10 月	月額 46,000 円	月額 23,000 円		月額 18,000 円
2010 年 1 月	月額 51,000 円	月額 25,500 円		月額 23,000 円
2014 年 10 月【予定】	月額 55,000 円	月額 27,500 円		

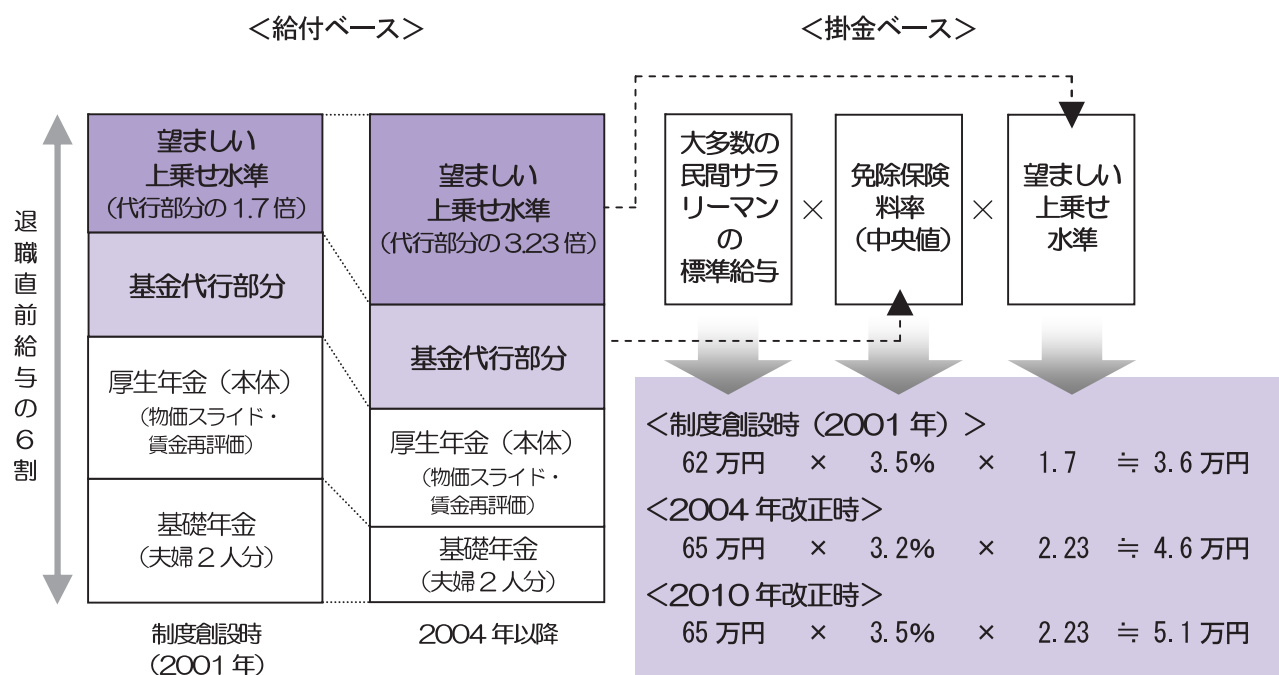
（注）「企業年金等」は、確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金および私立学校教職員共済を指す。

（出所）関連法令等を基にリソナ企業年金研究所作成。

(1) 企業型年金の拠出限度額の考え方

企業型 DC における拠出限度額は、公的年金（基礎年金＋厚生年金）と企業年金の合計で退職前所得の 6 割の水準を確保するとの考え方に基づき設定されています。具体的には、厚生年金基金の上乗せ（プラスアルファ）部分に係る望ましい給付水準を確保するとの観点から、図表 4 のとおり設定されています。なお、今後予定されている拠出限度額の引上げに際しては、算定根拠は特に示されていません。

＜図表 4＞確定拠出年金（企業型）における拠出限度額の考え方



（出所）厚生労働省「第 6 回企業年金研究会（2007 年 2 月 26 日開催）資料 3」を基にりそな企業年金研究所作成。

また、他の企業年金等（確定給付企業年金、厚生年金基金など）を実施している企業については、当該制度を実施していない企業との公平性の観点から、制度創設時の厚生年金基金の上乗せ部分の給付水準が「望ましい水準」の約半分となっていたことを根拠に、拠出限度額を「他の企業年金等を実施している場合」の一律半額としています。

(2) 個人型年金の拠出限度額の考え方

個人型 DC における拠出限度額は、まず第 1 号加入者については、サラリーマン等のように 2 階部分に当たる公的年金制度がなく確定拠出年金だけで 2 階・3 階部分両方をカバーする必要があるとの観点から、同様の性質を有する国民年金基金と拠出枠（月額 68,000 円限度）を共有する取扱いとされました。第 1 号加入者の拠出限度額は、制度創設から一貫して同額のままです。

一方、第 2 号加入者については、厚生年金基金における上乗せ部分の掛金額の平均を根拠に、制度創設時は 15,000 円と設定されました。なお、その後の拠出限度額の引上げに際しては、特段の根拠は示されていません。

4. 掛金の設定状況

2014 年 3 月末時点の企業型 DC 規約における掛金の設定状況は、図表 5 の通りです。従業員数規模別にみると、従業員数 300 名未満の方が 300 名以上よりも平均額が高くなっています。これは、規模が大きくなるほど他の企業年金制度を併用している割合が高くなり、拠出限度額が年額 306,000 円（月額 25,500 円）となるためではないかと考えられます。

＜図表 5＞規約上掛金（年額）の設定状況（2014 年 3 月末時点）

	300人未満	300人以上	全体
平 均	174,950円	164,700円	169,390円
最高平均	281,270円	283,720円	282,600円
最低平均	68,630円	45,680円	56,180円
最 高	612,000円	612,000円	612,000円
最 低	1,000円	720円	720円

（注）平均値は、加入者数を考慮しない規約数ベースでの単純平均。

（出所）厚生労働省「企業型年金の運用実態について（2014 年 3 月 31 日現在）」

また、規約上の掛金額の拠出限度額への到達状況は、図表 6 の通りです。現行の拠出限度額（年額 612,000 円または年額 306,000 円）に達している規約は 771 件と全体の 2 割に満たないほか、前回改正前の拠出限度額（年額 552,000 円または年額 276,000 円）と比較しても、上限に到達している規約は 1,511 件と全体の約 3 分の 1 程度です。これは、企業型 DC の掛金設定は給与比例（給与×一定率）が主流であり、掛金率が最も高くなる者の掛金額が拠出限度額と同額となるよう調整された結果であると考えられますが、一方で、拠出限度額が有効に活用されていないと指摘されることもあります。

＜図表 6＞規約上掛金が拠出限度額に到達している規約数（2014 年 3 月末時点）

◆ 2010（平成 22）年 1 月以降の拠出限度額

上限額	300人未満	300人以上	全体
612,000円	185	173	358
306,000円	122	291	413
①小計	307	464	771
②規約数計	2,029	2,405	4,434
上限到達割合 (=①/②)	15.1%	19.3%	17.4%

◆ 2009（平成 21）年 12 月以前の拠出限度額

上限額	300人未満	300人以上	全体
552,000円	337	314	651
276,000円	281	579	860
①小計	618	893	1,511
②規約数計	2,029	2,405	4,434
上限到達割合 (=①/②)	30.5%	37.1%	34.1%

（注）平均値は、加入者数を考慮しない規約数ベースでの単純平均。

（出所）厚生労働省「企業型年金の運用実態について（2014 年 3 月 31 日現在）」を基にリソナ企業年金研究所推計。

5. 結びにかえて

確定拠出年金の拠出限度額については、制度創設以降、様々な方面から限度額の引上げが提言されてきた経緯があります。とりわけ近年は、アベノミクスに裏打ちされた「貯蓄から投資へ」の推進の観点に加え、「公的年金給付のスリム化」「厚生年金基金の大幅縮小に伴う受け皿制度の整備」を理由とする老後所得保障の確保を図る観点からの引上げ要望も高まっています。

ところで、今般検討されている拠出限度額の引上げは、企業型 DC のみが対象であり、個人型年金は据え置かれたままとなっています。とりわけ第 2 号加入者の拠出限度額は、あらゆる DC 加入者の中で拠出限度額が最も低く抑えられています。これは、制度創設時の「貯蓄か投資か」という論争の影響を被ったのが原因ですが、「中小・零細企業への企業年金制度の普及促進」という確定拠出年金制度の創設趣旨に照らせば、第 2 号加入者こそ税制支援が最も必要な層であるはずで、拠出限度額の引上げは確かに重要ですが、確定拠出年金制度の真の発展という観点に立てば、前述の拠出限度額の「格差」の解消や、ポータビリティを充実させるための加入対象者の公務員・専業主婦等への拡大など、取り組むべき事項はなお多いものと考えます。

◆加入員台帳（イメージ）

[illegible]

今後は
記入不要

脱退一時金に
係る事項を記入

B事務長：そうか、基本年金に関連する項目については、記入不要となるイメージだな。ところで、紙台帳ではなくCD－R等のデータで移換申出する場合は、どうなるのかな？

A さ ん：はい、CD－Rなど記録媒体での移換申出については、「**移換申出書（記録媒体用）**」に従来通りの仕様で中途脱退者記録を収録したCD－Rを添えて行います。老齢年金給付額など基本年金に関する項目は、紙の申出と同様に、全て「0」または空欄（スペース）として収録します。

B事務長：そうか。では、連合会に移換申出した後の手続きはどうなるのかな？

A さ ん：はい、連合会で移換申出書が正式に受理されると、受理された月の翌月上旬に「厚生年金基金中途脱退者一時金相当額移換受理通知書」および「受理通知書（付表）」が連合会から送付されてきます。これらの通知書に基づいて、受理通知書が届いた月の月末までに脱退一時金相当額を連合会に移換します。連合会は、基金から脱退一時金相当額の移換を受け付けた後、連合会から将来通算企業年金を支給することになる旨の案内レター「移換完了通知書（通算企業年金の支給について）」を発行し、当該移換が行われた月の翌月上旬に中途脱退者に対して送付します。

B 事務長：そうか分かった。事務手続きの流れとしては、原則として改正法施行前と同様なわけだな。そういえば、基本年金の移換申出の最終期限が平成 26 年 3 月 31 日だったので、当基金では移換保留中や過去に移換申出を漏らしていた中途脱退者の分について大量に移換申出したが、その後の手続きはどうなるのかな？

A さ ん：はい、平成26年3月17日までに移換申し込んだものは、従来の通常処理の取り扱い分として4月末に現価相当額を連合会に交付しています。その後、同年3月18日から3月31日までに移換申し込んだものは、平成26年5月末に現価相当額を連合会に交付します。

B事務長：ところで、平成26年3月末までに基本年金の移換申出を行った中途脱退者で、改正法施行後に脱退一時金相当額を移換申出するケースもあると思うが、この場合の手続きはどうなるのかな？

A さ ん：はい、改正法施行前に基本年金の移換申出を行った中途脱退者で、改正法施行後に脱退一時金相当額を追加で移換申出する場合は、「**中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届**」により追加の申出を行います。また、前述の「移換申出書」および「加入員台帳」を再提出する方法でも取り扱い可能となっています。

A さ ん：いいえ、大丈夫です。改正法施行後の基本年金の移換については、次の４通りの場合に限り申出できることとなっています。申出方法は、「厚生年金基金中途脱退者老齢年金給付支給義務移転等申出書・理由書」に「加入員台帳」を添えて行います。移換申出に際しては、必ず①～③の理由番号および④に該当する場合は具体的な理由を記入することとなっています。

- ①改正法施行前に移転申出をしたが、処理途中で内容不備等により事故となり、不備返戻された記録を4月以降に再申出する場合
- ②記録整備に伴う調査により、改正法施行後に判明した過去に申し出るべきであった中脱移転漏れ記録を申出する場合
- ③解散予定基金の記録整備により、改正法施行後、解散認可前に判明した中脱移転漏れ記録を申出する場合
- ④上記①～③以外で、事務処理誤り等やむを得ない事情があるケースで申出する場合

◆厚生年金基金中途脱退者老齢年金給付支給義務移転等申出書・理由書（イメージ）

厚生年金基金中途脱退者老齢年金給付支給義務移転等申出書・理由書

下記の者については、以下の理由により公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という)施行日前に企業年金連合会への老齢年金給付の支給に関する義務の移転等ができなかったことから、平成25年改正法による改正前の厚生年金保険法第160条第1項及び第160条の2第1項の規定に基づき移転等を加入員台帳又はMT、FD若しくはCD-Rを添えて申し出ます。

平成 年 月 日

厚生年金基金の名称及び所在地

理事長氏名

印

企業年金連合会理事長殿

【平成25年改正法施行日に申し出できなかったものについて】
1. 平成25年改正法施行日前に移転等の申請が完了しなかったことによる不備返戻されたため。
2. 過去に移転等の申出をすべきであったにもかかわらず、未だに確定拠出年金として運用されていることにより平成25年改正法施行日より前に行われた移行手続きが完了していないことによる不備返戻されたため。
3. 過去に移転等の申出をすべきであったにもかかわらず、解散記録整備より平成25年改正法施行日以後に移転等の申出漏れが判明したため。

総件数を記入

基金番号	件数	加算（ ）育（ ）分（ ）
理由番号 (上記理由の1～3)	喪失月	加入員番号

喪失月ごとに記入

① ～ ③ に係る理由番号を記入

① ～ ③ 以外の具体的な理由を記入

上記1～3以外で、事務処理誤り等やむを得ない事情の場合の具体的理由

加入員番号

改正法施行後の中途脱退者の移換事務について

B 事務長：そうか、分かった。改正法施行後でも、特段の理由があれば基本年金の連合会への移換申出も可能な訳だ。その点は安心できるな。他には、何か留意事項等はあるかな？

A さ ん：はい、改正法施行後でも以前と同様の事務等としては、改正法施行前に中脱移転・移換した者に対する記録の訂正や取消、連合会から基金への権利義務の移転、年金給付等積立金の移換、平成 17 年 9 月 30 日以前に再び基金に加入して手続きがされていない再加入者に係る処理、などがありますので、これらの処理が発生した都度、適宜手続きが必要です。また、資格喪失者に対して配布するポータビリティ制度の周知するための案内や、加算給付・脱退一時金についての選択届などの各種帳票類も、適宜修正して使用する必要があります。その他、いわゆる移換事務の範疇からやや逸れますが、平成 26 年 4 月以降に短期間で資格喪失した加入者については、今後は連合会ではなく基金から基本年金を支給する取り扱いとなりますので、以前は「未移換者」として管理していた対象者を「基本年金の未裁定待期者」として管理する必要があります。

B 事務長：なるほど、良く分かった。当面の間、連合会への移換事務等については間違いがないよう、十分にチェックして進めてください。

A さ ん：はい、分かりました。頑張ります。

+

+

企業年金ノート No.553

平成26年5月 リソナ銀行発行



りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行「りそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>